

令和5年2月市議会 総務委員会資料

第56号議案 権利の放棄について

目 次

	ページ
1 債権の内容 . . . . .	2
2 経過 . . . . .	2
3 放棄の理由 . . . . .	2
4 位置図及び現況写真 . . . . .	3

理 財 部

令和5年2月

# 権利の放棄について

## 1 債権の内容

- (1) **債権者** 銅座町財産区 管理者 長崎市長 田上富久  
長崎市魚の町4番1号
- (2) **債務者** 株式会社串源 代表取締役 辻丸博行  
長崎市銅座町14番6号
- (3) **債権額** 建物賃貸借契約に係る金銭債権
  - 賃料 1,450,000円
  - 遅延損害金 利率 年2.7%
  - 契約解除に伴う違約金 680,000円
- (4) **発生年度** 平成30年度

## 2 経過

- ・銅座町財産区は、債務者と建物賃貸借契約を締結し、平成23年3月1日から銅座名店ビル2階を貸付
- ・債務者は、平成31年2月21日に破産手続を開始
- ・令和元年10月4日に費用不足による破産手続廃止の決定が確定
- ・令和元年10月7日付で当該会社の登記記録閉鎖  
⇒ **徴収の停止**

## 3 放棄の理由

破産手続が開始されたことに伴い法人が解散しており、更に破産手続に要する費用を支弁するのに不足することから破産手続廃止の決定がなされている。

また、破産手続廃止決定の日から3年以上経過する中、新たな財産についても確認されていないことから、権利の放棄を行うもの。

#### 4 位置図及び現況写真



地理院地図（国土地理院）を加工して作成

